

# むかわ町地域防災計画

【別冊】

日本海溝・千島海溝周辺海溝型  
地震防災対策推進計画

(令和 5 年 6 月)

むかわ町



## 沿 革

令和 4年 3月 別冊 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成

令和 5年 6月 全面修正

# 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

## 第1章 総 則

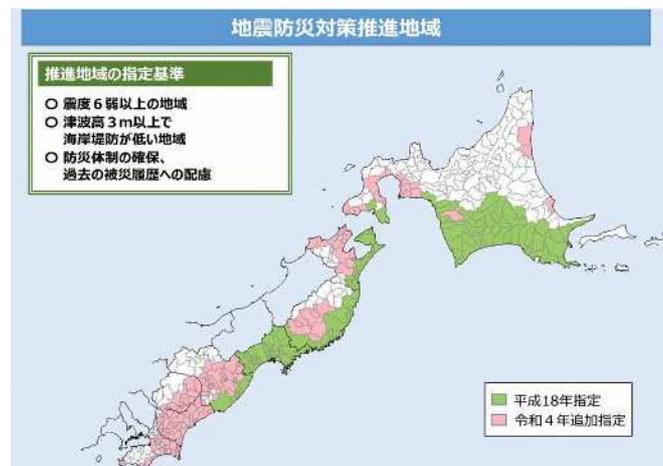
### 第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

### 第3 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。



(令和4年10月3日 内閣府告示第99号)

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町の62市町村。

推進地域のうち、日本海溝特措法第9条に基づき指定された本道の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波襲撃特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）の区域は、次の表のとおりである。

(令和4年10月3日 内閣府告示第100号)

函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町の39市町村。

## 第2章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

### 第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（M）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

### 第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が公表した津波浸水

想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定（令和4年）等における本町の被害の特性は、次のとおりである。

### 1 北海道による被害想定（令和4年7月28日公表分）

#### ○建物被害（全壊棟数）（棟）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	—	—	—
液状化	70	70	70
津波	1,100	1,100	1,100
急傾斜地崩壊	—	—	—
計	1,200	1,200	1,200

#### ○人的被害（死者数）（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	—	—	—
津波 【早期避難率高+呼び掛け】	290	1,200	1,600
津波 【早期避難率低】	1,400	2,100	2,300
急傾斜地崩壊	—	—	—

※早期避難率高+呼び掛け（すぐに避難する割合が70%、津波避難ビルを考慮した場合）

早期避難率低（すぐに避難する割合が20%、津波避難ビルを考慮しない場合）

#### ○負傷者（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難意識高+呼び掛け	—	—	—
避難意識低	40	30	40

#### ○低体温症要対処者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			1,100

#### ○避難者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		1,700	

※浸水域内人口から死者と重傷者を除いた者を避難者として推計。

※数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位

を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「－」はわずかな被害（5未満）

2 北海道による被害想定（令和4年12月26日公表分）

(1) 揺れによる要救助者数、津波被害に伴う要救助者数（人）

要救助者数					
揺れ			津波		
夏・昼	冬・夕	冬・夜	夏・昼	冬・夕	冬・夜
－	－	－	70	90	90

※千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合。

数値は「5以上1,000未満」は一の位の四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「－」は5未満。

(2) 生活への影響

○避難者数（人）【冬・夕】

避難者								
避難者総数			（うち）避難所避難者			（うち）避難所外避難者		
直後	1日後	2日後	直後	1日後	2日後	直後	1日後	2日後
3,800	3,800	3,200	2,600	2,600	2,100	1,300	1,300	1,100

※千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合。

数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。

○要配慮者数（人）【冬・夕】

要配慮者									
65歳以上の 高齢単身者	5歳未満 の乳幼児	身体障 がい者	知的障 がい者	精神障 がい者	要介護 認定者	難病患 者	妊産婦	外国人	合計
190	60	120	30	20	90	20	10	20	550

※千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合。

数値は「5以上1,000未満」は一の位四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「－」は5未満。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(3) インフラ・ライフライン被害

○道路・橋梁被害（箇所）

道路被害	橋梁被害

津波浸水域内	津波浸水域外	合計	交通支障	不通	合計
30	20	50	—	—	—

※千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか最大となる場合。

数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「—」は5未満。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

○上水道・下水道利用困難人数（人）

上水道断水入口			下水道支障入口
直後	1日後	2日後	直後
1,800	1,000	960	3,600

※千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合。

数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。

○上水道復旧予測日数（日）

※復旧作業は広域的に行うと想定されることから振興局単位で計算。

	復旧予測日数			
	冬以外		冬	
	被災市町村の作業人員の1/4で復旧	被災市町村の1/4に加え、4日目から被災なし市町村の作業人員が復旧支援	被災市町村の作業人員の1/4で復旧	被災市町村の1/4に加え、4日目から被災なし市町村の作業人員が復旧支援
胆振総合振興局	1日程度	1日程度	3日程度	3日程度

※千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか最大となる場合。

○下水道復旧予測日数（日）

下水道復旧予測日数	
復旧日数（作業員1/4）：日	作業日数（作業員1/2）：日
1週間程度	4日程度

※千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか最大となる場合。

○停電軒数（軒）

【冬・夕】

停電軒数				
直後	1日後	2日後	3日後	1週間後

1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
-------	-------	-------	-------	-------

※千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか最大となる場合。

数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。

### 第3 揺れに伴う被害

揺れに伴う本町での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となることが推計される。

〈参考〉

最大津波高等（太平洋沿岸津波浸水想定）			浸水領域における時間帯別人口		
最大津波高	津波到達時間等	浸水面積	昼	夕	深夜
11.3m	14分～19分	1,813m <sup>2</sup>	3,908人	3,857人	3,752人

### 第4 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬季の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬季は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予想される。

### 第5 孤立集落発生の可能性

津波等により、沿岸部を中心に孤立集落が発生する可能性がある。

内閣府の調査結果によると、本道の推進地域に存する漁業集落約200のうち、津波浸水等により孤立する可能性のある集落は約80に及んでいる。

### 第6 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧市でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧市が位置する勇払平野から札幌市が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広市や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

## 第3章 災害対策本部等の設置等

### 第1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちにむかわ町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。むかわ町地域防災計画（以下「本編」という。）第3章第2節「災害対策本部」に定めるところによる。

### 第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、むかわ町災害対策本部条例に定めるところによるほか、地域防災計画（以下「本編」という。）第3章第2節「災害対策本部」に定めるところによる。

### 第3 災害応急対策要員の招集

災害応急対策要員の招集にあたっては、本編第5章第24節「職員の動員計画」に基づいて動員するほか、以下の点に留意するものとする。

- 1 本部長（町長）は、町内に地震が発生した場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災に関わる各種計画の定めるところにより、万全の活動体制を指示するものとする。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

## 第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 第1 地震発生時の応急対策

#### 1 地震、津波情報の収集

海溝型地震発生時の地震及び津波に関する情報の伝達について気象庁が発表する地震、津波に関する情報の収集・伝達は、本編第3章第5節「気象警報・津波警報等の伝達計画」及

び第5章第1節から第3節に定めるところによる。

## 2 災害情報等の収集・伝達

### (1) 情報の収集・伝達

地震・津波の被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用し、災害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報を収集し、又は伝達することとする。

特に、町は、避難指示・大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の沿岸部住民等への迅速かつ確実な伝達手段として、町の防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な手段の整備に努めるものとする。

災害時の通信手段の確保その他の災害情報等の収集、伝達については、本編第5章第2節「災害情報等の収集及び報告並びに伝達計画」及び第7章第1節「予防計画」に定めるところによる。

### (2) 避難のための指示

#### ア 町

(7) 本部長（町長）は、町の沿岸部に大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに避難し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発令された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同時の措置をとるものとする。

(イ) 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、本部長（町長）は、沿岸部に対し必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。

(ウ) 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等など、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

(エ) 住民に対する周知については、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、サイレン等により迅速かつ確実に周知徹底を図る。

また、避難指示した時間が夜間であり、全家庭に対して完全に周知徹底させることが困難な場合は、消防職団員で班を編成して個別毎に伝達するものとする。

特に、要配慮者に対しては多様な伝達手段を活用した伝達に努めるものとする。

#### イ 知事（胆振総合振興局）

知事は、地震発生時に当災害の発生により市町村長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、当該市町村長に代わってこれらの措置を実施する。

#### ウ 警察官又は海上保安官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を胆振総合振興局長に報告する。警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、危害を受ける恐れのある者を避難させるものとする。

(3) このほか、地震発生時の避難指示等の伝達方法等について、本編第5章第2節「災害情報等の収集及び報告並びに伝達計画」及び第7章第1節「予防計画」に定めるところによる。

### 3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。被災状況の把握については、本編第5章第2節「災害情報等の収集及び報告並びに伝達計画」に定めるところによる。

### 4 二次災害の防止

- (1) 町及び道は、地震・津波による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。
- (2) 道は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、町へ指示するものとする。
- (3) 町及び道、第一管区海上保安本部等は、津波に伴う物資等の散乱・漂流による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。
- (4) 二次災害の防止に係る活動に当たっては、要員の安全確保に配慮するものとする。

## 5 救助・救急・消火・医療活動

- (1) 海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては、被災地への応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ、町及び防災関係機関等が全力で対応するのはもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても可能な限り人命救助、初期消火、出火及び延焼防止に努めるものとする。
- (2) 町及び消防機関、北海道警察等をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携の下に、迅速な救助活動を実施するものとする。
- (3) 町、日本赤十字社苫小牧市区、医療機関、医療関係団体等は、相互の連携の下に、迅速かつ円滑な医療救護活動を実施するものとする。
- (4) 町及び消防機関は、必要に応じ他の消防機関等との相互応援協力を得るなどして、消防力を結集し、その全機能を挙げて消防活動を実施するものとする。
- (5) このほか、救助・救急・消火・医療活動については、本編第5章第5節「避難救出計画」、消火活動にあたっては、本編第6章第3節「震災応急対策計画」に定めるところによる。

## 6 物資調達

町は、被災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を北海道に供給要請する。

このほか、物資調達に関しては、本編第4章第8節「物資の調達・確保及び防災資機材等の整備」、本編第5章第9節「給水計画」及び第10節「衣料、生活必需品等物資供給計画」に定めるところによる。

## 7 輸送活動

輸送活動については、本編第5章第7節「輸送計画」に定めるところによる。

## 8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、本編第5章第12節「医療救護計画」及び第13節「防疫計画」に定めるところによる。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

## 1 物資の備蓄・調達

- (1) 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主要な品目別に確認するものとする。
- (2) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、本編第4章第8節「物資の調達・確保及び防災資機材等の整備」に定めるところによる。
- (3) 町は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。要請については、本編第4章第8節「物資の調達・確保及び防災資機材等の整備に関する計画」に定めるところによる。

## 2 人員の配置

町は、人員の配備状況を北海道に報告する。

## 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第3 他機関に対する応援要請

- 1 自衛隊の派遣については、本編第5章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 2 町は必要があるときは、第1に掲げる災害派遣要請基準により、派遣依頼をするものとする。

# 第5章 津波からの防護、及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

## 第1 津波からの防護

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門及び開

門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。

また、水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

- (2) 防潮堤、堤防、水門等の遠隔操作・自動化、補強等必要な施設整備等の方針・計画

- 3 町及び道等は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

- 4 町及び道は、必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、本編第7章「津波災害対策計画」第1節「予防計画」に準ずる。

## 第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第5章第1節から第3節に定めるところによるほか、次の事項にも配慮する。

- 1 町は住民の避難の円滑化を推進するために、町内の津波浸水状況が認識可能となる程度に詳細な津波ハザードマップを作成・公表し、津波避難の必要性について広く周知を図るほか、住民の避難ルートをあらかじめ定めた上で、住民に周知するものとする。

- 2 町及び道は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。

また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。

- 3 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や町及び道による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。

- 4 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- 5 第一管区海上保安本部（苫小牧海上保安署）、町及び道は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。
- 6 町、道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

### 第3 避難対策等

地震発生後、津波警報が発表された場合、町長は海岸付近の住民及び船舶等に対し、直ちに安全な場所への避難指示を行う。

#### 1 避難対象地区の指定

- (1) 町は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を指定するものとする。

なお、町は必要に応じて耐震診断等を行い、原則として高齢者、子ども、病人、障がい者等要配慮者の保護のために行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- (2) 町は想定される津内の高さ、到達時間、浸水地域の調査、津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図などについて道から支援を受け、町の避難対象地区の指定を行う。

#### 2 津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定

##### 区域の指定

町及び道は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

町は津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉

施設、小・中学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

### 3 避難の確保

#### (1) 避難計画の作成

道は、津波避難計画策定指針を示し、町は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や本編津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

町は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所及び海域

エ 避難場所に至る経路

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

#### (2) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、次のとおりである。

汐見、駒場、晴海、文京、福住、末広、美幸、若草、大成、松風、洋光、大原、花園、青葉、田浦、鵜川漁港並びに町内海岸線全域。

なお、高齢者、乳幼児、障がい者等、要配慮者の使用する避難所については、要配慮者に配慮した施設に整備するものとする。

また、町は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

#### (3) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。また、避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。

- (4) 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
- (5) 避難対象地区の居住者等は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。
- (6) 避難指示（警戒レベル４）の発令
- 町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、適切に避難指示を行うものとする。
- ア 道又は法令に基づく機関から津波警報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合
- イ 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき
- ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき
- (7) 避難場所の指定
- ア 町は、耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。
- イ 町は、浸水想定区域外への避難に相当な時間を要する市街地や沿岸地域などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用等を進めるものとする。
- (8) 避難場所の維持・運営
- ア 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- イ 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具、燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。
- ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。
- 3 避難所における救護
- 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
  - ア 受入施設への収容
  - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
  - ウ その他必要な措置
- (2) 町は第6に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
  - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
  - イ 知事に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
  - ウ その他必要な措置

#### 4 避難行動要支援者の避難支援

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、本部長（町長）より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (3) 海溝型地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

#### 5 避難誘導等

- (1) 地域の自主防災組織等は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、住民等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の誘導體制のための環境整備に努めるものとする。
- (2) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (3) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布した

り、津波注意、緊急避難場所等を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

また、津波注意、緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

- (4) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

## 6 意識の普及啓発等

町及び道は、地域住民等が、「自らの命は自ら守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

## 7 避難のための指示

- (1) 町は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。又、津波注意報が発表された場合、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合にあつては、必要に応じ、最寄りの津波避難ビルなどに緊急避難するよう指示するものとする。

- (2) 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に退避するよう避難指示を行うものとする。
- (3) 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。
- (4) 知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。
- (5) 警察官又は海上保安官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を胆振総合振興局長に報告する。

警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(6) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

#### 第4 消防機関等の活動

##### 1 町の措置

町は、消防機関等が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 消防機関による救助・救急に対する活道
- (5) 消防機関による津波到来予想時間等を考慮した退避ルールの確立

#### 第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

##### 1 水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

##### 2 電気

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
- (2) 指定公共機関北海道電力ネットワーク株式会社は、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置を講ずるものとする。

##### 3 ガス

ガス事業者は、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要など

に関する広報等の措置を講ずるものとする。

#### 4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部、同株式会社NTTドコモ北海道支社は、電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置を講ずるものとする。

#### 5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者及び観光客等への情報の生活かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者及び観光客等に対しては、強い揺れ（深度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 放送事業者は、町や道及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波から円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について市町村から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。
- (4) 放送事業者は、被災後も円滑に放送を継続し大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員を配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。
- (5) 指定公共機関日本放送協会室蘭放送局が行う措置。

### 第6 交通対策

#### 1 道路

町、北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

冬期においては、緊急輸送道路や避難場所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保

する対策を講ずるものとする。

## 2 海上及び航空

第一管区海上保安本部（苫小牧海上保安署）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避等を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

港湾管理者は、津波が来襲するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。

空港管理者および空港運営権者は、津波が来襲するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、安全確保対策を講ずるものとする。

## 3 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

鉄道事業者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上措置を講ずるものとする。

## 4 乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

## 5 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等について、地域防災計画第5章第4節「応急措置実施計画」及び第9章第5節「道路災害対策計画」に定めるところによる。

## 第7 町自ら管理等を行う施設等に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、庁舎や学校等の施設学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

#### (1) 各施設に共通する事項

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達。海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくり

とした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

- (7) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。
- (イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。
  - ア 入場者等の避難のための措置
  - イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
  - ウ 出火防止措置
  - エ 飲料水、食料等の備蓄
  - オ 消防用設備の点検、整備
  - カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、情報端末、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
  - キ 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

## (2) 個別事項

- ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- イ 学校等にあつては、次の措置
  - (7) 当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置
  - (イ) 特別支援学級に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
  - (ウ) 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等

- ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 本部が置かれる庁舎等の管理者は、第1のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は(2)のイの(イ)に掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

### 3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

### 4 町が管理又は運営する施設に関する対策

町が自ら管理又は運営する施設に関する対策については、上記1から3に定めるところによる。

## 第8 迅速な救助

町及び道は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

## 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

#### 1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に伴い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

- (4) また、施設等の整備を行うにあたっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

## 2 整備すべき施設

- (1) 避難場所
- (2) 避難経路
- (3) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地、又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (8) 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、幼稚園・保育所、認定子ども園、公立の小学校・中学校・義務教育学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建築物の改築又は補強
- (11) 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (15) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (16) 負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材
- (17) 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等

## 第2 建築物、構造物等の耐震化

### 1 建築物の耐震化

- (1) 町は、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、耐震改修促進計画を速やかに作成する。
- (2) 町及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (3) 町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- (4) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難場所・避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。

特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、速やかな完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。
- (5) 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (6) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築部における天井脱落防止等の落下物対策等、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止にける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。

## 2 避難場所の整備

安全な避難地の確保のため、維持補修に努める。

## 3 避難路の整備

避難地への安全な移動を確保するため、維持補修に努める。又、一時避難場所となる近隣公園においては、規模に応じて施設・設備等の整備を推進する。

## 4 津波対策施設

津波からの円滑な避難を確保するために必要な施設については、第4章第1による施設の整備を推進するものとする。

## 5 消防用施設の整備等

町は、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。又、発災後予想される火災から町民の生命・身体及び財産を守るため、消防水利施設及び消防・救急救助用資機材の整備を推進するものとする。

## 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

町は、緊急輸送道路等の整備を行うものとする。又、広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路等の計画的な整備を推進するものとする。

## 7 通信施設の整備・更新

町その他防災関係機関は本編第5章第1節から第3節に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備・更新するものとする。

### (1) 町防災行政無線

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき知事が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」事業として整備する。

## 2 ライフライン施設等の耐震化

(1) 道、町及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道、港湾、空港等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(2) 道、町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、耐震性の確保を考慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。

(3) 道、町及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資器材の備蓄等に努める。

(4) 道、町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に努める。

## 3 長周期地震動への対応等

(1) 道、町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。

(2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、地域防災計画第4章第6節に定めるところによる。

# 第7章 防災訓練計画

## 第1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 町、道及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、北海道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
  - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
  - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
  - (3) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (4) 災害の発生の状況、高齢者避難、避難指示、緊急安全確保による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 5 沿岸地区町内会・自治会における防災訓練の実施にあたっては、津波避難等の津波防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 6 防災訓練の実施にあたっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 7 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。
- 8 学校における津波防災訓練の実施等  
津波対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。  
また、町、道及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。  
このほか、防災訓練の実施については、本編第11章「防災訓練計画」の定めによるものとする。

## 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

## 第1 町職員等に対する教育

- 1 町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関毎に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
  - (1) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
  - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
  - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
  - (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
  - (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題
  - (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

## 第2 住民等に対する教育・広報

- 1 町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、町等が行う住民等に対する教育・広報に関し必要な助言を行うものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
  - (1) 後発地震への注意を促す情報の内容及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - (2) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
  - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
  - (4) 正確な情報の入手方法

- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
  - (8) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
  - (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
  - (10) 防寒具等の冬季における避難の際の非常時持出品
- 3 町及び道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

### 第3 児童、生徒等に対する教育・広報

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。
- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
  - (2) 地震や津波の発生のしくみと危険性
  - (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
  - (4) 地球における地震・津波防災の取組等

### 第4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

町、道は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町、道が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

### 第5 自動車運転者に対する教育・広報

町、道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

### 第6 相談窓口の設置等

町及び道は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、本編第12章「防災思想普及計画」に準ずる。

## 第9章 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によって地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

### 第1 住民の防災対策

- 1 町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震（津波）災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 町民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。

### 第2 自主防災組織の育成等

- 1 町民は地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、町の担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努める。
- 4 このほか、自主防災組織の育成等については本編第4章第10節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところによる。

### 第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防

組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

## 第10章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw 7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw 8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率が低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町及び道等から地域住民に対して注意を促すものとする。

### 第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

#### 1 後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、町へ伝達のほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグするなど、あらゆる伝達手段を活用するなど、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において性格かつ広範囲に伝達を行うものとする。
- (2) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。
- (3) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。
- (4) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手

段を活用するよう務めるものとする。

#### 第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

#### 第3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

#### 第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民に対し、日頃から地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速に避難するための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

## 第11章 事前復興の推進

第2章「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性」などの各種被害想定に基づき、発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性、進め方等を定める「事前復興計画」の策定に取り組む。